解散公告（第三回）

当法人は、法定の移行期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二日

東京都新宿区若葉一丁目一〇番地
財団法人日本児童家庭文化協会
代表清算人　松山　秀一

解散公告（第三回）

当組合は、平成十四年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月二日

大阪市旭区森小路一丁目一四番二四号森小路中央市場内　森小路中央商業協同組合
清算人　本田　壽雄

第三十二期決算公告

平成二十五年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	五三三、二〇四
固定資産	一、〇四五、四八七
合計	一、五七八、六九二
負債及び純資産の部	
流動負債	二三四、四〇六
固定負債	二、八一四、二五〇
株主資本	△一、四六九、九六四
資本金	一六七、五〇〇
資本剰余金	四七、五〇〇
資本準備金	四七、五〇〇
利益剰余金	△一、六八四、九六四
利益準備金	三、四〇〇
その他利益剰余金	△一、六八八、三六四
（うち当期純損失）	（四五、一四九）
合計	一、五七八、六九二

平成二十六年六月二日

東京都文京区千駄木三丁目四七番一号
ゼッタテクノロジー株式会社
代表取締役社長　田中　義彦

第四期決算公告

平成二十六年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	二二、九二二
固定資産	二、七六〇
合計	二五、六八二
負債及び純資産の部	
流動負債	一六三、二〇八
株主資本	△一三七、五二六
資本金	四〇、〇〇〇
資本剰余金	四〇、〇〇〇
資本準備金	四〇、〇〇〇
利益剰余金	△二一七、五二六
その他利益剰余金	△二一七、五二六
（うち当期純損失）	（三〇、八四九）
合計	二五、六八二

平成二十六年六月二日

東京都港区港南二丁目一六番一号
大東ファーム株式会社
代表取締役社長　川岡　誠

第九十期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	三、二三〇、九八七
固定資産	三〇、八三四
合計	三、二六一、八二二
負債及び純資産の部	
流動負債	六九七、五二七
固定負債	五一六、八一八
株主資本	二、〇四七、四七五
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一、五一二、六六八
資本準備金	一、五一二、六六八
利益剰余金	四三四、八〇六
その他利益剰余金	四三四、八〇六
（うち当期純利益）	（四三四、八〇六）
合計	三、二六一、八二二

平成二十六年六月二日

長野県諏訪市大和三丁目三番五号
宮崎エプソン株式会社
代表取締役社長　北村　政幸

相続債権者遺言者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北二三条西四丁目一番、最後の住所札幌市北区北二三条西四丁目一番一〇―二〇四号

被相続人　亡　鈴木　清一

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

事務所札幌市中央区北一条西七丁目三番地おおわだビル四階　札幌フロンティア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　雄則

相続債権者遺言者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市三陸町吉浜字根白一〇七番地、最後の住所岩手県大船渡市末崎町字大浜一九三番地六　被相続人　亡　永澤　昌助

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

岩手県陸前高田市高田町字鳴石五〇番地一
○　いわて三陸ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　在間　文康

相続債権者遺言者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市成田三六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　洋治

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

茨城県結城市大字結城二〇七番地

相続財産管理人　司法書士　野原　達男

相続債権者遺言者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区城北一丁目四二番地一二、最後の住所埼玉県草加市八幡町五一〇番地一一小野武一方　被相続人　亡　山本　和由

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

埼玉県草加市八幡町七〇二番地一〇司法書士木村博行事務所

相続財産管理人　司法書士　木村　博行

相続債権者遺言者への請求申出の催告

本籍横浜市中区新山下一丁目一番地、最後の住所横浜市中区新山下一丁目五番七号

被相続人　亡　米本　弘之

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

東京都千代田区内神田三丁目一四番八号
ニシザワビル六階

相続財産管理人　弁護士　石川　禮子

相続債権者遺言者への請求申出の催告

本籍東京都台東区上野桜木二丁目一六番、最後の住所東京都台東区上野桜木二丁目一六番三号プレミス上野桜木三〇三

被相続人　亡　大瀧　公夫

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二日

東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

平成25年度決算公告

平成26年5月30日

京都市下京区四条通室町東入
一般財団法人京都染織会館
理事長　吉田　忠嗣

貸借対照表の要旨

（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	123,974
	固定資産	241,728
	資産合計	365,702
負債及び正味財産の部	流動負債	10,122
	固定負債	10,288
	負債合計	20,410
	指定正味財産	1,000
	一般正味財産	344,292
	（うち当期純損失）	(11,453)
	正味財産合計	345,292
	負債・正味財産合計	365,702